

第 1411 回 (1989 年 1 月 17 日)

有機農産物の基準づくりを巡って——あまい基準は百害あって一利なし——

足 立 恭 一 郎

1. 農薬や化学肥料を使用しながら「無農薬」「有機栽培」等の表示をした、「ウソつき」農産物が多数、市場に出回っていることが公正取引委員会の調査によって明らかになった。昭和 63 年 9 月 6 日、同委員会は「不当表示を禁じた景品表示法に抵触する恐れがある」として日本百貨店協会ほか 3 団体に対して、「会員事業者にも、こうした不当な表示が行なわれることのないよう指導」することを文書で強く要望した。

公正取引委員会を動かすキッカケをつくったのは消費者団体「遺伝毒性を考える集い」(以下「集い」と略称)である。昭和 62 年 6 月 29 日、「集い」は国の行政 4 機関に対して「有機無農薬栽培等と表示し販売されている野菜・果物の表示についての要望書」を提出した。東京都中央卸売市場神田市場に搬入される青果物の 2~4 割に有機栽培等の表示があったからである。この度の公正取引委員会の「行政指導」は、消費者団体のこうした要請に応えたものである。

2. 公正取引委員会が判断を示したように、農薬が使用されているのに「無農薬」と表示されているものや、化学肥料が使用されているのに「完全有機栽培」と表示されているもの等については、景品表示法にいう不当表示にあたる。問題は、無農薬にかえて減・低農薬と表示したり、完全の二文字を削除して単に有機栽培と表示する場合だが、公正取引委員会はこの点に関する判断を回避している。

「基準づくり」は、不当表示問題との関わりにおいて公正取引委員会の仕事に関係してくるところであるが、同時に農林水産省の仕事にも深く関わる問題である。だが、国の対応は極めて鈍重であった。

国の対応を待っているのは埒が明かない、と考えた「集い」は有機農産物の自主基準づくりの必要性を感じていた日本有機質農産物協会、宮城県綾町、山口県平生町、自然農法国際研究開発センター等と諮って昭和 62 年 11 月 12 日に発起人総会を開催し、3 カ月後の昭和 63 年 2 月 9 日、生態系農業に関する情報収集、普及・啓蒙、調査・研究および「会員の自主的に定める生態系農畜産物の格付け、品質保証、表示等の調整および統一」等を主たる事業とする「生態系農業連絡協議会」(会長に郷田實・綾町々長を選出)を設立した。

3. 基準の詳細については協議会において現在、検討中だが、総会資料によれば、④生態系農業を名乗る以上は少なくともここまでは来てほしいというレベル、⑤ 高度な技術レベルで可能となるような極めて低農薬のもの、⑥ 完全無農薬、無化学肥料のもの、という 3 つのレベルに区分し、特に議論の分かれる a レベルについては「① 元肥は原則として有機質資材…、② 除草剤は使用しない。土壌消毒剤は使用しない方向で検討、③ 殺虫剤、殺菌剤については慣行より相当程度減らし…、その程度については今後検討する(例えば、慣行の 3 分の 1 ないし 2 分の 1 程度以下…)」としている。

詳細が確定しない段階で、協議会の基準案について云々するのは不適當かもしれないが、有機農業(農産物)に関する欧米先進諸国の認識水準と比較する時、a レベルは固より b レベルでさえもあまく、否、あますぎて国際的には全く通用しない基準であることだけは指摘しておく必要がある。事情に詳しい、農林中金研究センターの中村耕三氏もいうように、「有機農業とは、一切の化学物質(化学合成農薬、化学肥料、生長調整剤等)を使用しない農法である」というのは、いまや国際常識であり、また、土壤中に残留する化学物

質の影響を考慮して、有機農業への転換後も一定期間（実質 2〜3 年）は生産物に有機またはこれに類似した名称を付すことを禁止し、有害物質を含む恐れのある汚泥堆肥等是有機質肥料として認めないなど、極めて厳しい条件が課せられているからである。

4. 「現在、産直で一部のしか利用できていない有機農産物が、基準を定めることで大量流通が可能になり国民の健康に役立つはずだ」（『西日本新聞』63 年 7 月 24 日）と足立純男協議会事務局長はいうが、問題は先にも触れた自主基準の水準である。もし、自主基準の水準が国際的には通用しないあまいもの（a, b レベル）であれば、協議会（とくに生産者部会）の期待に反して、結果的に生産者が泣くことになるだろう。

あまい基準がもたらすであろう「負の波及効果」に関する筆者の推論はこうである。

①まず、郷田實協議会会長が繰り返し強調するように、有機農業を産直（市場外流通）の狭い枠内にとどめず、一般の市場流通を通じて日本全国に普及するために、多くの生産者が参加できるような無理のない水準（a, b レベル）に自主基準を定めたとしよう。そして、基準を権威付けるために公正競争規約制度を利用し、申請が認定されて「公正マーク」の使用が認可されたと“仮定”しよう。

②あまい基準とはいえ、協議会の発行する「公正マーク」を得るためには、化学合成物質の使用をかなり削減しなければならず、また公正競争規約によって規制はアウト・サイダーにも及び、「ウソつき」表示は厳しく規制されるから、最初の 1〜2 年は公正マーク付き有機農産物の希少性は従前通りに維持されるだろう。したがって、生態系農業先発組の生産者は先駆者利潤をひとまず獲得する。

③だが、あまい基準はやがて有機農産物市場への新規参入を増加させて市中に「公正マーク」を氾濫させるだろう。有機農業（運動）を白眼視し続けてきた農林水産省や全国農協

中央会が見当違いをして、有機農業を高付加価値農業、儲かる農業としてこれを推進するからである。その結果、ひと頃の一村一品運動がそうであったように、各地の農協や生産者がブームに乗り遅れまいとして、大挙してこれに新規参入する。基準があまければ当然、公正マーク付き有機農産物供給量は増加し、価格が下落して、先駆者利潤は消滅する。

④更に悪いことには、あまい基準はホンモノの有機農業を実践してきた生産者（産消提携運動）を窮地に追いやり、昭和 46 年以来継続してきた「草の根の運動」を破壊することにもなりかねない。なぜ有機農業か、なぜ産消提携かと、生産者と消費者が一体になって学習し、農（つくり方）と食（食べ方）に関わる共通の思想や運動論を生み出してきた旧時ならばともかく、学習会活動が低迷し運動がやや弛緩しつつある今日、もし農薬や化学肥料を使用したエセ有機農産物が公正マーク付きでスーパーに出回れば、消費者の多くは面倒な提携を放棄する可能性が大きいからである。「産消提携とは言っても、所詮はそのようなもの…」と突き放すこともできるが、無農薬・無化学肥料のホンモノの有機農産物の市場流通によって産消提携運動が低迷し消滅するのならば兎も角、ニセモノの横行によって価値ある運動が阻害されるのは不条理である。

5. 今日、国際常識になっているように、そして日本有機農業研究会が厳密に定義しているように、有機農産物とは「生産から消費までの全過程を通じて化学肥料、農薬等の人工的な化学物質や生物薬剤、放射性物質等を全く使用せず、その地域の資源をできるだけ活用し、自然が本来有する生産力を尊重した方法で生産されたもの」とすべきである。これ以外のものに「有機」類似の表示を認めるのは、いたずらに混乱を招くだけであろう。

（『農業と経済』1989 年 2 月号参照）